

令和8年度川崎港におけるカーボンニュートラルポート形成に向けた 検討調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

本業務は、川崎港におけるカーボンニュートラルポート（以下、「CNP」という。）の形成を図るため、港湾法第50条の2第1項の規定に基づく港湾脱炭素化推進計画として、令和5年度に策定した川崎港港湾脱炭素化推進計画（以下、「CNP形成計画」という。）の推進に必要な支援を行うほか、川崎港の公共岸壁における船舶向けの低脱炭素電力の供給（以下、「電力供給手法」という。）に向けた取組について、検討、調査するものです。

これらの業務を委託するにあたり、受託候補者を特定するため公募型プロポーザルを実施するものです。

2 委託業務の概要

(1) 件 名

令和8年度川崎港におけるカーボンニュートラルポート形成に向けた
検討調査業務委託

(2) 内 容

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和9年3月31日

(4) 契約上限額

12,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当部課

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課（担当 田中）

住 所 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話 044-200-3062

Eメール 58keiki@city.kawasaki.jp

3 提案資格

当該業務に係る受注を希望する者（以下「提案者」という。）は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「20 調査・測定」、種目「99 その他の調査・測定」に登録されていること。なお、登録申請中である場合は、提案内容の審査及び評価に当たって行うヒアリング（8(1)参照）実施日までに登録されることを条件に、当該事項を満たしているものとします。

4 契約締結までの日程（予定）

募集開始	令和8年4月17日（金）
参加意向申出書提出締切	令和8年4月23日（木）17時（必着）
質問受付期限	令和8年4月23日（木）17時（必着）
提案資格確認結果通知	令和8年4月30日（木）
質問回答	令和8年4月30日（木）
提案書類提出期限	令和8年5月21日（木）17時（必着）
提案書等に関するヒアリング	令和8年5月29日（金）
審査結果通知	令和8年6月上旬
契約締結	令和8年6月上旬

5 参加意向申出書の提出等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）（第1号様式）を提出しなければなりません。

- (1) 提出期限
令和8年4月23日（木）17時必着
- (2) 提出場所
2(5)に同じ
- (3) 提出方法
郵送又は持参
- (4) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した者に対しては、提案資格の確認の結果を令和8年4月30日（木）までに提案資格確認結果通知書（第2号様式）により通知します。「参加意向申出書」に記載のある連絡担当者 E-mail 宛て電子メールで送付する予定です。

当該業務委託について提案資格を有するとの確認通知を受けた者が、提案を辞退する場合は、辞退書により届け出なければなりません。

(5) 提案資格の喪失

(4)により通知を受けた者が資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書及び行われた提案は無効とします。

- ア 「3 提案資格」を満たさないこととなったとき
- イ 参加意向申出書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき
- ウ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

6 関連情報を入手するための照会窓口等

本業務等に関する質問がある場合は次によりお問い合わせください。

(1) 照会窓口

2 (5)に同じ

(2) 受付期限

令和8年4月23日(木) 17時(必着)

(3) 照会方法

電子メールとします。なお、指定様式での照会のみ受け付けます。

(4) 質問に対する回答

公平を期すため、質問内容と合わせ、回答をすべての提案者に対し令和8年4月30日(木)までに電子メールで送付します。

7 当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書(以下「提案書」という。)等の提出

(1) 提出書類

企画提案書、見積書、業務実績および担当者の経験等を示す書類を次のとおり提出してください。提案者は、期日までに次の書類を提出してください。書類作成に当たっては「9 (1) 評価項目及び着眼点」を参照してください。

ア 企画提案書

- (ア) 企画提案書の書式は任意によるものとし、A4サイズで提出すること。
- (イ) 企画提案書の枚数は片面10枚(又は両面5枚)以内とします。(表紙は含まず。カラー・白黒は問いません。)
- (ウ) 各調査について、川崎港の公共岸壁における停泊船舶向けの低脱炭素電力供給の手法や条件効果を検討する必要があることに留意し、調査を行う際の方針を明らかにしたうえで、調査手法を具体的に提案してください。
- (エ) 年間スケジュールを図示してください。

イ 見積書

- (ア) 様式は自由とします。

(イ) 見積額とその積算の根拠を示し、企画提案内容と整合性が取れたものとしてください。

ウ 会社概要

(ア) 「提案書様式1」を使用してください。

(イ) 「職員数」については、正社員及びそれに準ずる社員数を記入してください。(臨時職員は含みません。)

(ウ) 「担当予定技術者」について、外部従事者がある場合は「所属部署、肩書き」の欄に所属機関名を記入してください。

(エ) 「業務実績」には、過去5年以内の同種又は類似の業務について記入してください。なお、川崎市から受託した業務がある場合は同種、類似の業務に限らず記入してください。

エ 担当予定技術者の経歴等

(ア) 「提案書様式2」を使用してください。

(イ) 同種又は類似の業務において1件以上の実績を有する者を担当予定技術者としてください。

(ウ) 担当予定技術者全員について作成してください。

(エ) 「業務経歴」には、過去5年間に従事した同種または類似の業務について記入してください。

(オ) 「専任性」については、本様式を作成する時点で担当している業務件数、本業務への概ねの従事割合を記入してください。

(カ) 「アピール」には、表彰実績や社会貢献活動等、業務以外での特筆すべき点を記入してください。

(キ) 担当予定技術者の人数制限はありませんが、やむを得ない理由がない限り、本企画提案書の提出以降、人数及び人員の変更は認められません。退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、委託者の了解が必要となります。

(ク) 当該業務の実施体制・組織が分かる資料を添付してください。なお、当該業務のうち、第三者に再委託する部分がある場合は、その部分も含めて記入してください。

(2) 提出部数

ア (1)アからエについて、それぞれ紙面にて1部ずつ提出してください。

イ 併せて、電子データ(pdf形式)をCD-R等に格納し、別途提出してください。

(3) 留意事項

ア 必要に応じ、次のサイトを参照してください。

(ア) カーボンニュートラルポートの形成

<https://www.city.kawasaki.jp/580/page/0000125613.html>

(イ) 川崎市地球温暖化対策推進基本計画

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000133741.html>

(ウ) 川崎カーボンニュートラルコンビナート構想

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/57-1-17-0-0-0-0-0-0.html>

イ 実施に係る費用については、原則として契約上限額の範囲内に含めることとしますが、本業務に有効と考える手法の実施にあたり、契約上限額を超えて費用が必要な場合はその旨明記してご提案ください。

(4) 提出期限

令和8年5月21日（木）17時（必着）

(5) 提出場所

2(5)に同じ

(6) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）とします。なお、持参の場合は事前連絡の上、9時から17時までの間にお越しくください（ただし12時から13時を除く。また土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）。

(7) その他

ア 書類作成・提出に伴う費用は、提案者の負担とします。

イ 提出いただいた提案書等は返却しません。

8 提案内容の審査及び評価方法

評価にあたり、提案書等について30分程度のヒアリング（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）を実施いたします。

(1) 日時

令和8年5月29日（金）を予定しています。時間は後日指定します。

(2) 場所

川崎市役所本庁舎16階会議室（川崎市川崎区宮本町1）を予定しています。

(3) ヒアリング当日の留意事項

ア 事前に提出した提案書を画面に投影して説明してください。PCは御自身で御用意ください。

イ 本業務の担当予定者によるプレゼンテーションを実施してください。

(4) 評価結果の通知

評価結果については、全ての提案者に通知します。

9 提案内容の評価基準

次に定める評価項目及び着眼点に基づき、提案書の書類審査及びヒアリングにより評価を行います。評価項目ごとに採点します。

(1) 評価項目及び着眼点

ア 情報収集力・現状分析力

(ア) 停泊船舶向けの電力供給に係る最近の動向や他都市等の事例についての情報収集や現状分析ができているか

(イ) 川崎港のカーボンニュートラル関係施策について、情報収集や現状分析ができているか

イ 企画力

(ア) 調査について、川崎港の公共岸壁における停泊船舶向け低脱炭素電力の供給が実施されることを見据えて、その調査手法を具体的に提案できているか

(イ) 周辺事業者等への影響を抑えつつ、最も効率的かつ効果的に進める必要があることに留意した上で、具体的な調査手法を提案できているか

ウ 専門性・独自性・創造力

(ア) 業務の実施に必要な専門的知識やノウハウを有することが分かる提案ができているか

(イ) これまでの業務実績等を活かすなど、提案者ならではの強みを活かした提案ができているか

エ 実行力

(ア) スケジュール、実施手法などが実現可能な内容となっているか

(イ) 市の方針を十分に理解しており、実施効果を期待できる提案となっているか

オ 実施体制

(ア) 業務の実施に必要な体制を確保できているか

カ 業務への積極性

(ア) 業務に対する取組姿勢に積極性があるか

キ 提案内容と見積額の整合性

(ア) 提案内容と見積額の整合性が取れているか

(2) 評価点

各項目10点を満点とし、「優秀：10点、良好：9～7点、普通：6～4点、劣る：3～0点」と点数化して評価するものとします。

なお、「9(1)イ 企画力」「9(1)ウ 専門性・独自性・創造力」「9(1)エ 実行力」の3項目については、重点項目として集計時にそれぞれ2倍するものとします。

(3) 受託候補者の特定

すべてのプレゼンテーション終了後、各委員が評価を行い、最も高い合計点を獲得した提案者を受託候補者として特定します。

(4) 評価が同点となった場合の措置

集計の結果、合計点が同点となった場合は、評価委員で協議の上、委員長

が決するものとしします。

(5) 留意事項

ア 合計点が満点の6割未満となった提案者については、受託者として特定しないものとしします。

イ 提案者が1者のみであっても審査は実施し、合計点が満点の6割以上となった場合、当該提案者を受託候補者としします。

10 その他

(1) 本件に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則によります。

川崎市契約規則を含む契約関係規程は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規程」から閲覧することができます。

(2) 要請手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円としします。

(3) 契約書の作成を要し、作成及び提出に要する費用は受託者の負担としします。

(4) 契約保証金について、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除しします。

(5) 業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することはできません。

(6) 本業務における一切の成果物は、すべて委託者に帰属しします。

(7) 本業務を遂行する上で知り得た情報については、市の了承を得ることなく第三者に漏らすことはできません。

令和8年度川崎港におけるカーボンニュートラルレポート形成に向けた検討調査業務委託 仕 様 書

1 図書

本委託は、本仕様書に基づき実施し、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（社団法人日本港湾協会）」及び「工事共通仕様書（川崎市港湾局）」を必要に応じて使用すること。

2 委託概要

本委託は、川崎港におけるカーボンニュートラルレポート（以下、「CNP」という。）の形成を図るため、港湾法第50条の2第1項の規定に基づく港湾脱炭素化推進計画として、令和5年度に策定した川崎港港湾脱炭素化推進計画（以下、「CNP形成計画」という。）の推進に必要な支援を行うほか、川崎港の公共岸壁における停泊船舶向けの低炭素電力の供給（以下、「電力供給手法」という。）に向けた取組について、検討、調査するものである。

3 委託従事者

委託従事者は業務遂行に関する各種法規基準、停泊船舶向けの陸電設備に精通し、技術的専門知識を有する者でなければならない。

4 秘密の保持

受託者は、本委託を実施することにより知り得た図書・設計資料及び提供を受けた関係資料に関する内容を他の者に漏洩してはならない。また、成果品は川崎市の許可無く他に公表、貸与もしくは使用をしてはならない。

5 業務内容

（1）一般事項

受託者は、業務着手前に、本委託を完遂するために業務実施方針・具体的な検討項目等、必要事項を記載した業務計画書を委託者に提出するものとする。受託者は、業務計画書を遵守し、業務に当たらなければならない。

各検討項目を取りまとめる際には川崎港及びその周辺地域の経済的及び社会的条件等を考慮すること。

各業務に関し、事前協議、中間報告2回、最終報告の計4回を行うものとする。なお、必要に応じて、適宜、打合せをするものとする。

(2) CNP形成計画推進支援業務

ア 業務準備

受託者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画・立案すること。

イ 協議・報告

業務の実施に際し、事前協議、最終報告に加え、中間報告を2回行うものとする。なお、必要に応じて、適宜、打合せを行うものとする。なお、報告・打ち合わせに当たり、必要に応じて議事録等の記録資料を作成する。

ウ 計画推進に必要な資料作成

川崎港CNP形成推進協議会の参画企業等に対し、アンケート等を通じて、現に位置付けられている港湾脱炭素化促進事業の推進にあたっての課題を調査した上で、その解決に向けた方策を整理するほか、合わせて新たに位置付けるべき事業がないか調査するなど、CNP形成計画の推進に必要な資料を作成する。

エ 川崎港CNP形成推進協議会に関する資料作成

川崎港CNP形成推進協議会（年1－2回程度）の開催にあたり、(2)や(3)の調査結果等を踏まえ、オで作成した資料も活用して必要な会議資料を作成する。

オ 川崎港CNP形成推進協議会の部会等に関する資料作成及び運営支援

川崎港CNP形成推進協議会の下に設置されている港湾機能脱炭素化に関する部会（年1－2回程度）及びCNP形成計画に関する部会（年1回程度）の開催にあたり、必要な会議資料を作成し、運営を支援する。

カ 温室効果ガス排出量の算出

市から提供する算出シート（エクセル形式）を用いて、令和7年度の川崎臨海部における温室効果ガス排出量を算出する。

算出方法に関して他都市の事例等も調査し、より効率的かつ効果的に算出する手法があると考えられる場合には、提案すること。

(3) 川崎港の公共岸壁における停泊船舶向け低脱炭素電力の供給手法等検討調査業務

ア 業務準備

受託者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を

企画・立案すること。

イ 国内外の先進事例調査

国内外における停泊船舶向け低炭素電力の供給に関する取組事例を収集し、供給スキーム、コスト構造、課題、導入効果等を整理すること。

ウ 関係事業者等へのヒアリング調査

先進事例となる自治体や事業者等に対して、導入経緯、成果、課題等に関するヒアリングを実施すること。

エ 技術的・制度的課題の整理及び川崎港で実現可能な取組の提案

現時点で導入可能な手法に関する実現可能性を評価するとともに実地調査等で川崎港の現状を把握し、川崎港における導入上の課題を整理し、川崎港における実現可能性のある方策を提案すること。

関連法令・制度、港湾管理者・自治体としての導入権限・役割、官民連携の可能性などもあわせて整理すること。

(4) 報告書作成

図や表を駆使しながら、分かりやすく簡潔に報告書にまとめること。

(5) その他

その他、委託者と協議の上、本調査に必要な業務を行うとともに、各検討段階において検討結果の適切性を照査すること。

6 貸与資料

本委託業務で必要となる図書類については、発注者、受注者双方の協議のうえ貸与する。

7 検収

設計図書のとおり委託が実施され、提出された成果物の内容が適切であることの確認をもって、検収とする。

8 成果品

「紙」による報告書は、A4製本を2部提出すること。なお、紙ベースの報告書はドットファイルのような分解しやすいものとする。

9 その他

(1) 電子納品

ア 本委託は電子納品対象とする。電子納品とは、「最終成果物を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「川崎市電子納品要領（最新版）」（以下、「要領」という。）に基づいて作成したデータを指す。

イ 成果品は、「要領」に基づいて作成して電子成果品を電子媒体で2部提出すること。「要領」で特に記載のない項目については、監督員と協議の上、決定するものとする。なお、確認用書類については「要領」の「6. 納品媒体の確認方法」に従い提出すること。

ウ 契約後速やかに、「要領」に定める事前協議を実施すること。協議に当っては、事前協議チェックシートの受注者記入部分を記入の上、提出すること。

エ 成果品の提出の際には、必ず最新のウイルス定義を適用したウイルス対策ソフトにより確実にチェックを行い、ウイルス感染していないことを確認すること。

オ 本項における「電子納品」は、『川崎市電子納品要領』に基づく成果品であり、「8. 成果品」における完成図書とは別の扱いである。

(2) 本委託の前払金の適用有無は無しとする。

(3) 本委託の契約不適合責任期間については2年とする。

(4) 提出書類等の成果品のうち、著作権法に定める著作物に該当するものがある場合には、すべて本市に無償譲渡すものとする。

(5) 本契約に附属する調査結果は、本市の許可無く他に利用してはならない。

(6) その他、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者、受注者双方の協議により定めるものとする。

以 上